

平成 22 年 3 月 26 日

沖縄県のカボタージュ規制緩和要望に対する沿岸特許付与について
上野内航総連合会会長談話

沖縄県は、昨年 11 月内閣府特区室に対して沖縄自由貿易地域等と本土間の輸送にコストの安い外国船を使用出来るようカボタージュ規制の緩和を求めて同地域を構造改革特区とする申請を出しました。これに対し、国土交通省は、数回にわたり受け入れられない旨回答してきましたが、3 月 26 日にいたり、前原国土交通大臣は、この申請を部分的に受け入れて沿岸特許を付与することを表明しました。

内航総連合会としては、世界の共通ルールとなっているカボタージュ規制の維持は、生活物資の安定輸送、日本人船員の雇用、国の治安・安全保障、安全運航等の観点から最重要課題としてとらえてきました。そして、海上輸送に依存する比率の高い世界有数の内航海運国である日本において、カボタージュ規制を緩めるべきでないと従来から主張してきたところでもあります。

特に、今回の申請は、現在、質の高い内航 RORO 船及びコンテナ船、或いはタンカー等によるサービスが提供できている本土—沖縄航路において、恒常的に輸送されている貨物に対してカボタージュ規制を緩和し、外国船にこれらの輸送を解放するというもので、沖縄振興問題の重要性は十分理解するものの、我々として到底容認できるものではありませんでした。このため、対案として、いきなりカボタージュ規制の緩和を図るという方法でなく、沖縄振興のために官民を挙げた支援措置等により輸送コストの低減を図る社会実験等を行うことでまず対応すべきであり、それには内航業界としても最大限協力すると主張してきました。今回、我々のその様な主張が認められず、沖縄を巡る政治的判断により沿岸特許によるカボタージュ規制の緩和が実施されることとなったことは極めて遺憾であり残念

な結果であります。

しかしながら、今回の沖縄県のカボタージュ規制緩和申請は、構造改革特別区域（特区）として、自由貿易地域及び特別自由貿易地域のみならず県が申請して国交相に認められた企業の工場と本土間の輸送並びに沖縄県を輸送拠点として本土及び外国間に転送される貨物を包括的に認めて欲しいという広範囲にわたるものでした。これらが全て認められると、地元沖縄の海運事業者を始め内航海運事業者や船員の雇用にも大きな影響が出る恐れがありました。今回、国交省が認めたのは、沖縄県の置かれた特殊事情に鑑み、自由貿易地域及び特別自由貿易地域における産業立地の促進を図る観点から、これら二地域と本土間の輸送に限定されており、その輸送量は、現状では少量と予測されるので、内航海運業に対する直接的影響は比較的軽微であることは不幸中の幸いであったと考えています。

今後、内航業界としては、このように内航船で十分対応できる恒常的な輸送に対して安易に沿岸特許を与えることには徹底して反対していくことは当然ですが、輸送実績等について情報開示することを当局に求めるとともに国民の皆様がグローバルスタンダードであるカボタージュ規制の必要性を理解して頂けるよう、一層の広報活動に努めて行かなければならないと考えております。